法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第五項中「一二万二千円」を「二二万七千円」に改める。

別表第一のうち一　大使館の表大洋州の項中「在ナウル日本国大使館　ナウル　ナウル」を「在ナウル日本国大使館　ナウル　ナウル
在ニウエ日本国大使館　ニウエ　アロフィ」に改める。

別表第一のうち二　総領事館の表アジアの項中「在チェンナイ日本国総領事館　インド　チェンナイ」を「在チェンナイ日本国総領事館　インド　チェンナイ
在ベンガルール日本国総領事館　インド　ベンガルール」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	740,000円	670,000円	634,100円	612,800円	580,700円	527,300円	473,900円	420,500円	377,700円	356,400円	335,000円	313,700円
	インドネシア	640,000	540,000	508,100	488,700	459,500	411,000	362,500	313,900	275,100	255,700	236,300	216,900
	カンボジア	640,000	620,000	578,600	557,500	525,800	472,900	420,000	367,200	324,900	303,700	282,600	261,500
	シンガポール	820,000	740,000	688,100	660,600	619,300	550,500	481,700	412,900	357,800	330,300	302,800	275,300
	スリランカ	610,000	590,000	558,400	538,300	508,200	458,000	407,800	357,700	317,500	297,400	277,400	257,300
	タイ	720,000	610,000	568,900	546,100	512,000	455,100	398,200	341,300	295,800	273,100	250,300	227,600
	大韓民国	920,000	780,000	722,400	693,500	650,100	577,900	505,700	433,400	375,600	346,700	317,800	289,000
	中華人民共和国	1,110,000	880,000	823,600	791,500	743,300	662,900	582,500	502,200	437,900	405,700	373,600	341,500
	ネパール	730,000	710,000	674,700	653,900	622,600	570,600	518,600	466,500	424,900	404,100	383,300	362,500
	パキスタン	830,000	770,000	730,500	710,000	679,300	628,000	576,800	525,500	484,500	464,000	443,500	423,000
	バングラデシュ	770,000	750,000	712,400	689,900	656,100	599,900	543,700	487,400	442,400	419,900	397,400	375,000
	東ティモール	870,000	840,000	798,900	774,500	738,000	677,100	616,200	555,300	506,600	482,300	457,900	433,600
	フィリピン	700,000	590,000	555,900	534,400	502,300	448,700	395,100	341,500	298,700	277,200	255,800	234,400
	ブータン	680,000	660,000	622,900	601,600	569,600	516,300	463,000	409,700	367,100	345,800	324,500	303,200
	ブルネイ	710,000	690,000	641,600	616,000	577,500	513,300	449,100	385,000	333,600	308,000	282,300	256,700
	ベトナム	620,000	560,000	521,600	501,600	471,500	421,300	371,100	321,000	280,800	260,800	240,700	220,700